

台風接近の中、9・17集会盛会

福島を繰り返すな！伊方原発再稼働許さない！



9月17日、伊方原発をとめる会は、再稼働反対の申し入れならびに集会を行った。当日午後、須藤昭男事務局長をはじめ6名が四国電力原子力本部を訪れ、再稼働断念と廃炉を要求する社長あての抗議文を読みあげた。続いて「伊方から原発をなくす会」の方たちも抗議文を読み、それぞれに追及した。

午後5時30分、松山市駅前坊っちゃん広場で、愛媛うたごえ協議会の皆さんが、美しいハーモニーを奏でるなか、「福島を繰り返さない！伊方原発再稼働許さない！9・17集会」が始まった。須藤事務局長が「福島を繰り返してはならない。私たちは一人一人の命のためにこの10年間頑張って参りました。原発の廃炉を目指す私たちは必ず勝利する」と開会の挨拶を述べた後、次の3人の方がスピーチをした。

平和運動センター・愛媛県職員労働組合委員長の中村圭司さんから「住民の命と暮らしを守っていくことは、私たち自治体職員、自治体労働者の最も大事な役割だ。しかし、原発事故が起これば、県民と労働者は被ばくを強いられる。私たちは愛媛県当局に対し、伊方原発を直ちに廃炉にすること、職員に被ばくを伴う業務をさせないことを要求し、交渉を続けている」。

愛媛労連議長の今井正夫さんから「保安要員の無断

外出が発覚した四電で、伊方原発の安全は本当に守られているのか。政府は、地球温暖化、地球環境の危機を口実に、原発をさらに増やそうと言っている。とんでもない話だ。許してはいけない」。

最後に、原発さよなら四国ネットワークの松尾京子さんから「今日午後、四電に申し入れに行ったが、あの人たちの使う言葉は性根が座っていない、心と別で信用できない。市民の草の根の力は、それぞれの場所で志を持った人が仲間とともに行動すること。いま政権交代を。市民と労働者、野党の共闘で、社会を変えていきましょう。ともに頑張りましょう！」。

集会後に予定していたデモ行進は、台風接近のため中止され、再稼働反対の「集会宣言」を採択した後、みんなで一斉に「なくせ！原発」「いいね！原発ゼロ」のプラカードを掲げてアピール、とめる会事務局次長・越智勇二さんの閉会の挨拶後、解散した。

伊方原発再稼働許さない！9・17集会	1
第26回運転差止訴訟口頭弁論 報告	2
目 避難計画検証のための南予集会	3
四電の保安規定違反と隠ぺい体質を追及	4
次 避難者訴訟 高松高裁で勝訴判決	5
インタビューその16（土居立子さん）	6
提訴10年12・5集会案内 これからの予定	8

伊方原発運転差止訴訟 第27回口頭弁論

11月2日(火)14:30開廷

原告は13時、傍聴希望の方は13時30分
松山地裁ロビーにお越しください。

※ 報告集会 15:40頃～
リジェール松山7F（松山市南堀端2-3）

提訴10年12・5集会

全国の原発訴訟と今後の展望
— 未来は明るい —

12月5日(日) 13:30～

コムズ5F（松山市三番町6-4-20）

記念講演：河合 弘之 弁護士

（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）

伊方原発運転差止訴訟 第26回 口頭弁論 四電側主張に反論、再反論を行う

7月15日、松山地方裁判所の傍聴希望者抽選の列に70名もの人が並んだ。が、今回もコロナ禍を理由に傍聴席はわずか18名（従来36席）、原告席も15名（同35席）の入廷となった。原告側は「準備書面89～92」の4通を提出し、被告・四電側は「準備書面20」を提出した。また、原告の葛目 稔（くずめ・みのる）さんが意見陳述を行った。

松山地裁前
の入廷進行



非公益性と福島原発事故による被害についての再反論（準備書面89）

高田義之弁護士が、福島原発事故後は、原発神話（安全性・必要性・低コスト性）が崩壊したことを立証し、今や原発の運転は「プラスがないだけでなく、大いなるマイナス」であり「過酷事故を起こすなど到底許されないというのが社会通念だ」として、四電側の原発に関する安定供給性、環境性、経済性の主張はまやかしかであると厳しく指摘した。

次に中川創太弁護士は、原告側が詳細に主張した福島第一原発事故による被害について、四電側が「福島の被害状況を明らかにすることと、本件3号炉の危険性や原告らの人格権侵害の蓋然性を証することの関連性は不明である」と、たったの数行の文言で片づけたことに対して、再反論を行った。第1に、原発過酷事故の不可逆性、甚大性、広範囲性、長期継続性という特性（高松高裁決定）を被告四電側は認識

していないこと、第2に、国が原子力規制委員会を設置した趣旨を理解していないこと、第3に本年3月18日水戸地裁判決が、原告らの人格権を認めて原発運転停止を命じた趣旨を理解していないことを鋭く糾弾した。その上で、被告四電側が反論しない場合には、裁判所はしっかりとその点を踏まえて判決すべきと述べた。

火山噴火についての被告側の主張に反論（準備書面90～92）

中野宏典弁護士が山梨から駆けつけ、パワーポイントを用いて火山事象について領域別に争点を明確に整理した。その上で、四電側の主張は欺瞞だらけで、しかも混乱が見られるとし、また、自然科学本体が持つ不定性、特に火山噴火予知の限界についても言及し、被告側主張に鋭く切り込んだ反論を行った。

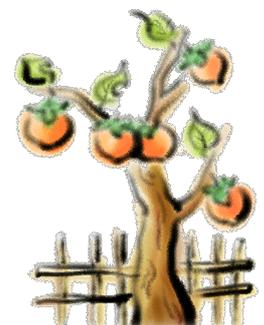
原発は人の命に係わる 立地自治体だけの問題ではない！

高知市在住で原告の葛目稔さんは、牧師の正装の黒いガウン姿で意見陳述を行った。日本の原子力政策が核兵器の開発と繋がっていることに強い怒りと疑問を感じ、2007年に高知県東洋町での高レベル放射性廃棄物最終処分場問題に直面すると、仲間と「高知平和ネットワークキリスト者の会」を立ち上げて本格的な脱原発活動を開始。伊方原発の再稼働問題は立地自治体だけの問題でなく、高知県民にとっても最重要課題だとして、人の命に係わる原発稼働は許されないと強く訴えた。

次回11月2日は避難計画に焦点、次々回は2月24日

報告集会では、葛目さんが陳述を終えての感想を述べた。また、弁護団より上述の法廷でのやり取りが紹介され、次回は避難計画についての書面を準備し、四電側への再反論が予定されているとの説明があった。

報告集会
左から中川弁護士、
中野弁護士、葛目稔
さん、薦田弁護士



「避難計画の検証のための集会」大盛況 8月には南予各地区で話し合いも

7月10日、大洲総合福祉センターで、「原発事故時の避難計画の検証のための集会」を開催。原発から5キロ圏内（PAZ）、30キロ圏内（UPZ）の会員を対象として案内をさせていただいた。予想を上回る40名もの参加があり、南予地区における避難問題への関心の高さが伺われた。

中川創太弁護士が「避難計画の検証のために」とまず問題提起をし、そのあと参加者がそれぞれの地域特有の避難に伴う困難な問題点を列挙していった。

この集会後、事務局メンバーが分担をして、伊方町、八幡浜市、大洲市、内子町、宇和島市、伊予市の参加者と再度話し合いの機会を持つ、あるいは報告を書いていただくなどして、各地区の避難計画について、さ



避難計画検証の南予集会

らに詳細に問題点を洗いだした。

ここで明らかになった各地の避難に伴う問題性は、すべて文書として弁護団に渡し、次回11月2日の口頭弁論での準備書面に反映されることになっている。

ちょっと一言：

上記の南予集会と同じ日に、『孤塁 双葉郡消防士たちの3・11』（岩波書店）の著者・吉田千亜さんが伊方原発の周辺地区で避難問題についての取材をされていた。現在、全国の原発立地に出向いて精力的に避難問題を取材されている由。

実は、2022年3月13日(日)に、とめる会主催で吉田さんに講演していただくことになっている。乞うご期待！

「伊方訴訟における避難問題」「東海第2原発水戸地裁判決」 そして今後の課題 《南予集会(7/10)における中川創太弁護士の話から》

中川創太弁護士が、「伊方原発3号機の運転差止仮処分」(※注)について解説した。

住民側の主張に対して、仮処分決定は「避難計画の不十分性を複数認定しながらも」「人格権の侵害はない」という不当決定であったことを明らかにし、一方で、原告側に勝利をもたらした2021年3月の東海第2原発水戸地裁判決が「避難計画が存在していても、それが実現不可能と判断されたり、実行し得る体制が整っていないと判断される場合には人格権の侵害にあたり、運転差止の理由となる」としていると指摘した。



そして、次の口頭弁論で避難計画について主張していくため、愛媛県、各市町の避難計画が実現可能なのか、またUPZ外の住民の避難問題はどうか、具体的な問題点をひろく集めたいと参加者に協力を求めた。

(※注) 伊方原発3号機の運転差止仮処分の経緯
2016年5月31日に松山地裁に申請し、2017年7月21日に地裁が運転を認める決定を行った。そのため住民側が高松高裁に即時抗告し、2018年11月15日に却下決定となった。

四国電力の保安規定違反と隠ぺい体質 伊方3号機の再稼働断念と廃炉を求める

7月2日、愛媛県と四国電力株式会社は、「伊方発電所において、過去に元社員（現在は退職）が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に伊方発電所原子炉施設保安規定に定める必要な要員数を満たしていない時間帯があったことが判明しました」と公表しました。内部告発を契機としたもので、告発がなければ、ずっと闇の中でした。

●軽く扱おうとした四電と愛媛県

翌日の愛媛新聞は、2017年から19年の間5回にわたって（2回は原発運転中）、土日祝日に宿直勤務していた50代男性社員が、最大約2時間無断外出し、重大事故などに対応するため構内に待機が必要な要員数（22人以上）を満たしていない時間帯があったこと、不正を働いた社員は、重大事故時に炉心に冷却水を供給する配管の保全などを担当する「配管接続班長」であったこと、2020年5月に停職6カ月の処分を受け、21年1月に自主退職したことを報じました。

四国電力も愛媛県も「違反」と呼ばず、「過去の保安規定不適合事案」と軽く扱おうとしていました。伊方原発をとめる会は、保安規定違反が明白であり、かつ、隠ぺい問題を含む重大問題として、7月12日に四国電力、愛媛県、規制委員会へ「保安規定逸脱の長期公表遅れは許されず、伊方原発廃炉を求める」と申し入れました。

8月12日には、四国電力と県に再度、保安規定違反の「隠蔽」に抗議し、伊方原発の廃炉を求める申し入れを行いました。

9月8日に至って、原子力規制委員会が「保安規定違反」と認定しました。更田豊志委員長は「重大事故の対応に必要なだと自分たちで定めたことを守れないというのは、安全文化が劣化している兆候だと考えられる」と述べています。

私たちは改めて13日、愛媛県知事に「保安規定違反」と「隠ぺい体質」への厳しい対処をすること、並びに、避難困難を直視し伊方原発を廃炉にすることを申し入れました。

●四電に「おお甘」の県議会と愛媛県

9月17日、四国電力へ「伊方3号機の再稼働断念と廃炉を求める」申し入れを行い、夕刻には集会を行



愛媛県への申し入れ（9/13）

いました（1面に詳報）。

同24日には、愛媛県議会に、隠ぺい体質と避難困難を直視し伊方原発の廃炉を求める請願を行い、立憲・社民・共産・市民の窓から5名の紹介議員を得て提出しました。県議会一般質問での県側答弁は、四電が「処分を人事部門が行ったので保安規定違反に気付かなかった」と主張している旨、無批判に説明しました。9月30日の環境保健福祉委員会は私たちの請願を不採択にし、10月6日、本会議も不採択としました。

知事は「環境安全管理委員会と専門部会の判断を待って」四電説明を認める気配です。住民の安全無視の「違反」を軽くとらえ、迅速な情報公開をさせるとの知事説明に反する「隠ぺい」を問題なしとして、このまま再稼働を容認することは許されません。

●被曝に配慮なく安全文化から遠ざかる四電

なお、重大事故時の対策要員の業務は、屋外に出て放水砲の配管接続などの作業を行うとされています。欧米では人を放射能に晒さない対策があるのに比べて、日本の原発では人海戦術です。要員の被曝問題をおよそ無視したもので、これは2016年に元GE（ゼネラル・エレクトリック社）原子力事業部職員の佐藤暁さんが、伊方原発の対策の脆弱性として指摘していたことと重なります。

四国電力は9月10日に、原因と再発防止策をまとめた報告書を愛媛県と伊方町に提出しました。隠ぺい体質には頼りすぎたまま、社員への締め付けを強化して対策をしたとしています。しかし、社員の安全も顧みないまま、ひたすら再稼働をねらう四国電力の姿勢は、ますます安全文化から遠ざかるものです。

福島原発事故避難者訴訟 勝訴判決 高松高裁も国の責任を認める 舞台は最高裁へ

9月29日、高松高等裁判所で、福島原発事故避難者訴訟（原発損害賠償請求愛媛訴訟）の控訴審判決が言い渡された。一審の松山地裁よりも被告の国と東京電力の責任をより明確に認め、賠償額が上積みされた原告勝訴の判決だった。避難者訴訟の高裁判決では、国の責任を認める判決がこれで3例目となった。

勝訴判決に安堵

原告の方たちは、3・11から10年半以上たち、事故が風化していくこと、忘れられていくことが耐えがたいという思いもあり、不安の中で判決の日を迎えた。勝訴の判決に安堵し、とりわけ国策で進められた原発であったこと、東京電力の責任の重さに言及していることは、概ね満足のできる判決内容であり、長かった闘いが報われた思いだと語っている。

評価できる判決内容

損害賠償の金額が、一審よりも上積みされたことについて、判決では次のように書かれている。

〈国のエネルギー政策として原子力発電所の稼働が積極的に推進されてきた、放射性物質が空气中に大量に飛散するという未曾有かつ悲惨な本件事故が突然発生し、国については規制権限不行使について過失があり、東京電力についても本件事故発生についての責任が相当に重いことなどの事実が認められるから、これらの事情も十分に斟酌して原告らの慰謝料額を算定するのが相当である〉

東電は、高松高裁では、それまで殊勝に見えていた態度をガラリと変え、原告たちを二重に苦しめる聞くに堪えない弁論を展開していたのだが、それについて手厳しく批判している。

〈東京電力の過失の程度は、故意と実質的に同視し得る程度の重過失があるとまではいえないにしても、取るべき対応を適宜の時期に取らなかったことは動かし難く、相当程度に重いことは明らかである。にもかかわらず、本件において東京電力は過失を認めず、無過失であると主張しているが、こうした事情は慰謝料の算定において考慮すべき要素の一つになる〉

国については、国の立場は二次的、補完的なものであると責任の範囲を限定することは相当ではない、東電と同等の責任があると、一審よりも明確である。

そして、福島沖の大きな津波の可能性を予測していた地震調査研究推進本部の「長期評価」に依拠して、安全性確保の対策を命じなかったことは、「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と断じている。

津波に備えて安全対策を講じていれば事故は防げた



笑顔の旗だし（高松高裁前）

はずだ、それを怠った東電と、規制をしなかった国の責任は非常に重いと断罪したすっきりとした判決だ。

さらに、自主避難者についても避難の正当性を明確に認めている。

〈低線量被ばくに関する知見、土壌汚染や農作物、魚等食品の汚染状況、... これらの恐怖や不安から一時的に自主的避難を選択することは合理性が認められる。胎児や幼児は放射線感受性が強く、妊婦には流産の危険があるなどの知見があることから子供・妊婦が自主的に避難することはなおさら合理性があった〉

残された課題

高松高裁には、地元愛媛のほか香川、徳島の支援者、同様の裁判を闘っている生業訴訟（福島）、千葉訴訟、かながわ訴訟、関西訴訟の原告、弁護士、支援者の方たちが応援に駆けつけた。

報告集会では、高松高裁判決が、最高裁での判断、各地で闘っている同様の裁判にとっても極めて大きな影響を与える判決になったと評価しつつ、今後の課題について意見が交わされた。

損害額は大幅に増額されているが、被害実体に見合ったものかと言えば、全然そうではない。

強制避難区域と自主避難区域で賠償額に大きく差が出ていること、故郷（ふるさと）喪失慰謝料が、強制避難の原告にしか認められなかったことは残念な点である。

避難生活を続けている被害者にとっては、国が勝手に避難困難区域とか避難指示区域とかの線引きをしたことは、分断や差別を助長するだけで全く意味をなさない。この壁を何とかして破らなくてはいけない。

闘いは新しいステージに

原告、被告双方が上告したため、最高裁へと闘いは続く。すでに最高裁第2小法廷に係属している生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟の3つの訴訟と合わせて、愛媛訴訟も審理が進められることになるだろう。

最高裁での勝利を目指して、「全国は一つ」を合い言葉に、被害の実態に見合った早期の救済に向けて、各地の裁判と手を取り合って、ともに歩いていくことが確認された。

「げんさよ楽団」の名手、楽しい反原発運動を

原発さよなら四国ネットワーク 土居 立子 さん

伊方原発ゲート前集会や松山市駅前定例アクションなどで、キーボードの巧みな演奏姿を見かけた方も多いでしょう。その「りっちゃん」こと、土居立子（どい・りつこ）さんが、今回の紙面を飾ります。



仙台で生まれ、伊丹で育ち、 小中学校は宝塚、高校は松阪

問い： 宮城県仙台市のお生まれとか？

土居： はい、1966（昭和41）年に仙台で生まれましたが、父（自衛官）の転勤で兵庫県伊丹市に移り、そこが記憶の始まりです。

問い： 小中学校は宝塚市なのですか？

土居： 入学時に住んでいた官舎が、伊丹市と宝塚市の二つの市にまたがっていて、宝塚市の小・中学校に通いました。

問い： 幼いころから音楽が好きだったのですか？

土居： はい、母にねだって4～5歳からヤマハの音楽教室に通い、6歳からはピアノの先生宅で個人レッスンも受けさせてもらいました。

問い： 中学校の部活も音楽関係でしたか？

土居： いいえ、ピアノの個人レッスンは続けていましたが、部活はソフトボール部でした。古田敦也さん（ヤクルト元監督）は野球部で、同じ校庭で練習をしていたので顔見知りの間柄です（卒業後は全く何の関係もありませんが）。中学校の校内の合唱コンクールで、私のピアノ伴奏で優勝したのは、楽しい思い出です。

部落や在日問題は、関西では身近な存在

問い： 小中学校の頃の思い出は？

土居： 小学校5～6年の担任の先生が、ご自身で資料をつくって同和問題やら戦時中の朝鮮人の強制労働とかを熱心に教えてくれました。また、憲法14条の平等原則と1条の天皇制が矛盾するとか、自衛隊の存在は憲法9条からしておかしいなどということも聞きました。



土居立子さん近影

中学校の担任の先生からは「自衛隊の存在と憲法9条は矛盾している、お前らオカシイと思わんか？」などという言葉も飛び出していました。自衛隊員の子どもが何割もいたクラスでしたから、親の職業を否定されて怒っている友達もいましたが、社会的な目を開いてくれたと感謝しています。また、部落の友達の家遊びに行きましたが、親たちもとやかく言うことはありませんでした。

問い： 高校は、どうして三重県なのですか？

土居： 両親の出身地が三重県津市のため、私が中学3年になる時に、父は兵庫に残って家族は津市に転居する話が持ち上がりました。学年途中の転校はイヤという私の願いから、中学卒業と同時に引越したのです。そして、私立松阪女子高校（略称はマツジョ、現在は男女共学の三重高校）音楽科への進学は、ピアノの先生のご縁からです。津市の家から約1時間の電車通学でした。

問い： 高校時代に印象深いことは？

土居： マツジョの同級生たちが、強制労働という言葉さえ知らないのが驚き、カルチャーショックを受けました。部落問題も隠微な形で扱われていて、地域が変わるとこんなに違うものなのかと思いました。と言っても、高校時代もそれなりに楽しく過ごしました。

日本人離れの雰囲気と結婚

問い： 話は飛びますが、ご夫君との出会いは、いつ頃、どんな場面でしたか？

土居： 1991年ごろ、現在の津市のヤマハ音楽教室の講師をしていた頃に出会いました。夫の宏文（ひ

ろふみ)は当時、青年海外協力隊でセネガル(西アフリカ)から帰国後に、社会人枠で三重大学に入学した大学生でした。そのアルバイト先で知り合いました。彼が27歳だったと思います。

問い：ご夫君に、どんな印象を持ちましたか？

土居：海外での生活体験のため普通の日本人とは全く違った雰囲気、直ぐに好感を持ち、私の方から積極的にアタックしました。1993年1月に津市で結婚し、同年6月には第1子(男)が誕生し、1996年頃夫は大学院に進学しました。

問い：生活費は、どうされていたのですか？

土居：夫には奨学金とアルバイトの収入があり、私もピアノ教室の仕事の後は、中学校の産休補助の仕事(音楽の教師)をしていました。年度末までの契約だったのと自分自身が妊娠したため、教師の仕事はやめました。

砥部町に転居、400年続く農家に

問い：愛媛に住むことになった事情は？

土居：夫の実家は、細々とですが400年続く砥部町の農家です。今は柑橘、キウイ、柿、ブルーベリーなどの果樹を主としてつくっています。両親が高齢になったため、1999年に砥部に転居してきました。第1子が5歳、第2子(女)が3歳でした。そして転居後の2004年に第3子(女)が誕生しました。

問い：慣れない農作業もしているのですか？

土居：いろいろあって農産物を直売所に搬入する出荷担当がメインです。農業収入だけでは家計を賄えないので、いろいろアルバイトもしました。ゴルフ場のキャディをしたこともありますよ。

四国電力本店前で
(2017年6月)



フッ素洗口問題から「げんさよ」へ

問い：原発や社会問題への関心を深めるきっかけは何だったのですか？

土居：第1子が小学校に入学時の、フッ素洗口問題がきっかけです。虫歯予防のため、フッ素水でうが

いをするに父母の同意を求める書類ですが、津市では強毒性のフッ素の使用を医療行為として管理し、6歳未満には用いないことになっていたのが驚きました。ところが、砥部町の保育園では(5月編入のため)知らないうちに、フッ素でうがいをしていたことが判明しました。養護教諭の先生や保育園にも働きかけましたが、その努力は実らず今も続いています。

フッ素問題で資料を集めていた時期に、東京に住む弟が、たまたまフッ素問題特集が載っていた「週刊金曜日」を送ってくれたことから、定期購読者になり、その誌面で「原発さよなら四国ネットワーク(げんさよ)」を知り連絡をとり、反原発運動に参加することになりました。

「げんさよ」メンバーとして反原発運動

問い：「げんさよ」に連絡したということは、それ以前に反原発の意識があったということですか？

土居：漠然とですが、不安感がありました。高校生の頃には原爆も原発も同じようなものだと感じていて、1986年のチェルノブイリの事故で反原発の意識は固まりました。でも特に活動していたわけではなく、三重の芦浜原発反対の署名集めに少し協力したくらいでした。ところが、砥部に来て、50キロほど先に伊方原発があることに気づき、当時は子どもも小さい時でしたから「怖い」と思って活動を始めたのです。

問い：ご夫君は、反原発運動に熱心な「りっちゃん」をどう思われているのですか？

土居：私の活動スタイルが、押し付けがましいといつも手厳しく批判していますが、反原発の思いを共有し、口には出さないけど応援してくれていると思っています。

問い：読者のみなさんに、ひと言お願いします。

土居：「諦めないで、続けること」を、自分自身に言い聞かせています。相手は権力を持ちお力ネも持っていて強大ですから、つい挫けそうになりがちです。けれども諦めず、闘い続けましょう。いつまでも、共に。



[インタビューを終えて]

知る人にとっては、砥部町の残土処分場問題での土居さんの大活躍は記憶に新しい。県警の警備予算支出問題でも奮闘中。ところが、記事では一字も触れていない。スペース的に今さら加筆もままならず、締切日もあり、深く後悔しつつの掲載です。(HM)

伊方原発運転差止訴訟 提訴10年 12・5集会 全国の原発訴訟と今後の展望 — 未来は明るい —

日時：12月5日(日) 13:30～

会場：コムズ(松山市男女共同参画推進センター) 5F大会議室

(松山市三番町6-4-20)

記念講演：河合 弘之 弁護士 (脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

2017年7月、松山地裁前
河合弘之弁護士



●河合弘之弁護士プロフィール●

1944日満州生まれ。1968年東京大学法学部卒業。1970年弁護士登録。さくら共同法律事務所所長。原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟(原自連)幹事長。脱原発弁護団全国連絡会共同代表。福島原発告訴団弁護団代表。著書に『原発訴訟が社会を変える』(集英社新書 2015年)

2011年12月8日、松山地裁に伊方原発の運転差し止めを求めて提訴してから10年を迎えます。口頭弁論は26回を重ねました。

提訴10年の記念集会を12月5日、脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士を講師にお迎えして開催します。

河合弁護士は、バブル期に数々の大型経済事件に関与して成功を収めていますが、現在は全国で繰り広げられる脱原発訴訟の先頭に立たれています。今年3月には、水戸地裁の東海第2原発運転差止訴訟で、原告側の弁護団長として勝訴を勝ち取りました。広島での伊方原発差止仮処分の弁護団長でもあります。

映画「日本と原発」(2014年)、「日本と原発 4年後」(2015年)、「日本と再生 光と風のギガワット作戦」(2017年)の監督・制作をされたことで、皆さまにもおなじみでしょう。

私たちの裁判もそろそろ終盤に差し掛かったのではというこの時期に、最強の弁護士・河合弁護士からパワーをいただき、裁判を勝訴に導く秘策をお聞きすることができるやもしれません。

皆さま、是非、ご参加ください。



これからの予定

♪ 第35回伊方集会

10月24日(日) 10:00～

伊方原発ゲート前

主催=原発さよなら四国ネットワーク

♪ 伊方原発運転差止訴訟 第27回口頭弁論

11月2日(火) 14:30 開廷

原告 13:00 松山地方裁判所ロビー集合

支援者 13:30 //

*報告集会 15:40頃～ リジェール松山7F

♪ 伊方原発いらん!! 市駅前定例アクション

11月3日(水) 17:30～18:30

(12月から3月は昼の時間に変わります)

12月1日(水) 12:15～13:00

1月5日(水) 12:15～13:00

♪ 伊方原発運転差止訴訟 提訴10年12・5集会

12月5日(日) 13:30～

コムズ5F大会議室

「全国の原発訴訟と今後の展望—未来は明るい」

記念講演：河合 弘之 弁護士

(脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

会費とカンパのお願い

2021年度の会費納入がまだの方は、よろしくお願ひします。カンパもぜひよろしく。

年会費1口 個人1000円 学生500円
団体3000円

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる会

口座番号 01610-9-108485

編集後記

いくつもの不祥事を重ね、住民との信頼関係を失墜させながら、なお四国電力は伊方原発3号機の再稼働を強行しようとしています。2011年の東京電力福島第一原発事故のあと、3号機が稼働したのは、たったの2年6ヶ月ほど、その間、四国の電気は十分足りていました。この10年で省エネや節電の技術は進み、再生可能エネルギーも大幅に伸びています。危険な原発を動かす必然性はないはずで、四電は、「安全対策」に莫大な費用をかけたからには、早く回収したい、原発は回せば回すほど収益が上がるということなのでしょう。

いのちと経済、どちらが大切か、答えは明白です。

最近、頻りに起こる地震も気がかりです。四電が一刻も早く脱原発に舵を切ることを切に願います。KK